

ライセンス（放映権）契約書

当該ライセンス（放映権）契約書（以下「契約書」という。）は、下記の主要条項及び一般条項により構成され、本日、以下の両者の間において締結し、2019年6月28日（以下「発効日」という。）から効力を生ずるものとする。

放映権者：LAGARDÈRE SPORTS MEDIA LIMITED

イングランド及びウェールズの法律に基づき登記された会社

法人登録番号：3693619,

登録住所：4th Floor, Cardinal Place, 80 Victoria Street, London, SW1E 5JL, UK

放映権取得者：一般財団法人 2019 女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会

日本の法律に基づき登記された法人

法人登録番号：330005009309

登録住所：862-8570 日本国熊本市中央区水前寺6丁目18-1

（以下、各々を「契約者」といい、双方を総称して「契約者双方」という。）

主要条項

1.	大会	国際ハンドボール連盟（「IHF」） 2019 女子ハンドボール世界選手権大会 開催地：日本 開催期間：2019年11月30日～2019年12月15日
2.	映像	大会全試合及び組合せ抽選会並びに公式セレモニーのライブテレビ映像（国際規格の音響及びフル HD 形式による英語表記グラフィック）
3.	権利	<p>放映権者は、（放映権）権利保有者が保留する権利及び一般条項 B に従い、放映権取得者に次の権利（以下「権利」という。）を付与するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独占的「テレビ放映権」 （地上波、衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV） ・独占的「インターネット放映権」 ・独占的「モバイル・ワイヤレス放映権」 <p>以上の権利は、（適用）地域、（当該地域の）言語、（第5条に定める）契約期間に（放映される）映像に適用されるものとする。</p> <p>当該権利には、ライブ、試合終了後及び（或いは）オンディマンドベースによる、フル（全体映像）、クリップ（一部映像）或いはハイライトの映像を使用する権利も含まれるものとする。</p> <p>これに加えて、放映権取得者には、次の非独占的権利が付与されるものとする。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> i 大会の報道取材促進を目的とした映像からの静止画像の利用 ii 報道目的の各試合3分までの映像利用 iii 大会の報道取材促進のための IHF の名称、標章、ロゴの利用 なお、放映権取得者は、放映権者が通知した、名称、標章及びロゴの使用に係る諸条件を遵守するものとする。 iv 大会以前に開催された（過去の）IHF 男子及び女子の世界選手権の音声付映像及び画像をプロモーション目的で利用すること <p>この契約書において明確に付与されていない権利は、すべて放映権者が保持するものとする。</p>
4.	放映権再付与	<p>放映権取得者は、次の条件に従って、付与された権利を再付与できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 放映権取得者は、各放映権再取得者と放映権再付与契約（以下「放映権再付与契約」という。）を締結するものとする。当該再付与契約は、契約書の諸条件を反映したものであることとする。 (ii) 放映権取得者は、放映権再付与契約締結後速やかに、放映権者に対して、放映権再取得者の名称等及び付与された権利を書面により通知するものとする。 (iii) 本契約又は放映権再付与契約の違反により放映権者が被る債務、損害及び費用負担（合理的な訴訟費用を含む）については、放映権取得者及び各放映権再取得者が放映権者に対して連帯して、或いは各自、その責務を負うこととする。 (iv) 本契約或いは放映権再付与契約の違反により放映権者が被る債務、損害、費用負担（合理的な訴訟費用を含む）については、放映権取得者が損害を賠償し、放映権者に損害を生じさせないものとする。
5.	契約期間	本契約の期間は「発効日」から 2020 年 12 月 31 日までとする。（以下「契約期間」という。）
6.	適用地域	日本（以下「適用地域」という。）
7.	適用言語	日本語（以下「適用言語」という。）

8.	引渡し方法	<p>放映権者は、放映権取得者（又は放映権再取得者）に、適宜、会場で映像を提供し、又は光ファイバーにより映像を送信するものとする。</p> <p>（放映権者から放映権取得者等への映像）提供後の映像の送信及び配達に関するすべての費用については、放映権取得者等が負担することとする。</p>
----	-------	---

11.	放映権取得者のその他の義務	<p>放映権取得者は、大会運営者として、できる限り、日没の時間帯にパークドームでの試合を行わないよう努めるものとする。</p> <p>放映権取得者は、大会終了後 10 日以内に、放映権取得者及び各放映権再取得者の試合放映に関する詳細な放映報告書を放映権者に提供するものとする。</p> <p>同報告書に記載する事項は、放映権取得者と各放映権再取得者の試合放映プロモーションに関する情報、配信の日時、配信がライブ又は終了後放映だったか、視聴率、視聴登録世帯数、又は見込まれる視聴世帯数、及び放映権者が求めるその他の情報とする。</p>
-----	---------------	--

		<p>放映権取得者及び各放映権再取得者は、試合放送前に、公式予告編（放映権者が放映権取得者に提供するもの）を放映するものとする。</p> <p>ただし、放映権取得者又は放映権再取得者が独自に予告編を制作した場合は、この限りではないが、必ずその予告編を放映するものとする。</p>
12.	特別条項	<p>放映権取得者は、使用料を支払期限までに支払うことが本契約の重要事項であることを承諾するものとする。</p> <p>放映権取得者が本契約に定めるところにより、期限内に使用料の支払いを行わない場合、放映権者は直ちに映像の引渡しを停止し、及び（又は）、直ちに契約を解除する権利を有するものとする。</p> <p>（放映権取得者は、）延滞金発生の有無にかかわらず、未払いの使用料を、契約解除後直ちに（放映権者に）支払うものとする。</p> <p>本契約は、契約者双方が署名するまで法的効力を有しないものとする。放映権者は、署名前のいかなる時点においても、権利の提供手続きを取り止めることができるものとする。</p> <p>ただし、上記（又は契約の発効日）にかかわらず、放映権取得者は、契約締結に先立ついかなる映像の送信（或いは、その他の手法による試合の映像の配信）についても、放映権者によって提供された直近の大会関連契約書案に記載されている条件が適用され、拘束力を持つことを承諾し、同意するものとする。</p>
13.	放映権者の権利保留	<p>権利（放映権）の譲渡にかかわらず、放映権取得者は、IHF が次の権利を保留することを承諾し、同意するものとする。</p> <p>a) 映像の非独占的使用権について、IHF 自身が、又はそのスポンサー及びビジネスパートナーからの申請によって、使用許可を与えることによって、各試合合計最大3分、クリップ（一部映像）を試合終了後に、公式テレビチャンネル、WEB サイト、携帯アプリで使用する事。</p> <p>b) 映像の非独占使用権について、IHF 自身が、又は第三者に許可を与え、大会終了後12ヶ月間、大会の音響・映像配信（「映像」等）のために使用すること。</p>
14.	準拠法	<p>本契約書の合法性、解釈、効力は、イングランド及びウェールズ の法律に基づくものとする。本契約の存在、合法性、解除に係る疑義を含む紛争は、LCIA（ロンドン国際仲裁裁判所）の法令に従い、同法令に基づく仲裁で解決されるものとする。LCIA の法令も参考として本条項に組み込まれるとみなすものとする。仲裁者は、1名とする。仲裁地は、イギリスのロンドンとする。手続きに係る使用言語は、英語とする。</p>

本契約書は、主要条項及び別添の一般条項により構成するものとする。主要条項と一般条項の間に齟齬がある場合は、主要条項が優先するものとする。

本契約書は、2通作成し、契約者双方が各自その1通を所持する。

LAGARDÈRE SPORTS MEDIA LIMITED

.....
年月日：2019年7月1日

氏名：マーク・リドルストーン

職名：財務・メディア・汎用技術 担当副社長

一般財団法人 2019 女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会

.....
年月日：2019年6月28日

氏名：蒲島 郁夫

職名：代表理事